

改正会社法の概要（その3・最終回）

西村あさひ法律事務所 弁護士 たかぎ ひろあき 高木 弘明

1 はじめに

本稿では、前回に引き続き、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正法」という)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同年法律第91号。以下「整備法」という)の内容のうち、M&A関係及びその他の項目に関する改正について、概要を説明する。

2 総会決議取消しの訴えの原告適格に関する改正事項

改正前会社法では、株主総会等の決議の取消しの訴えを提起することができる者として、当該決議の取消しにより取締役等となる者は挙げられているものの、当該決議の取消しにより株主となる者は挙げられていなかった(改正前会社法831条1項)。しかし、そのような者は、株主総会等の決議が取り消されれば株主の地位を回復し得る以上、株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格が認められるべきと考えられ、その旨を判示する裁判例もある(東京高判平成22年7月7日金判1347号18頁〔日本高速物流事件〕)。

そこで、改正法は、株主総会等の決議の取消しにより株主となる者が当該決議の取消しの訴えを提起することができることを明確にした(831条1項)。この改正については、経過措置は設けられていないので、施行日前に提起された株主総会等の決議の取消しの訴えについても改正後の831条1項の規定が適用されることになる。

3 株式買取請求に関する改正事項

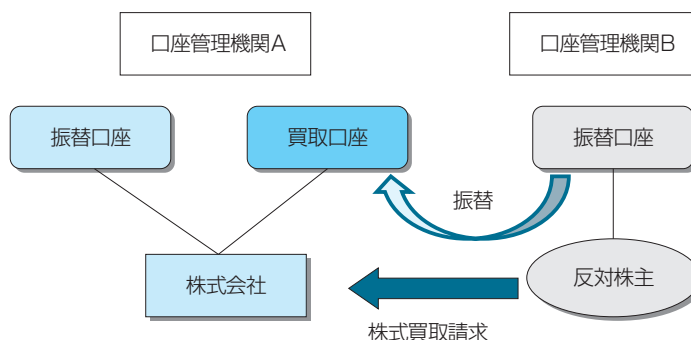
(1) 買取口座の創設等

会社法では、株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる(改正前の会社法785条6項等。改正後は同項は同条7項となる)。しかし、株式買取請求に係る株式が上場されている場合、反対株主は、事実上、当該株式を市場で売却することができ、それにより、会社の承諾を得ずに株式買取請求を事実上撤回することができてしまうとの指摘がされていた。

これに関しては、実務上、組織再編等を行う会社が、反対株主に対して、株式買取請求に係る株式について任意に会社の振替口座へ振替の申請をするよう依頼する事例もみられる。しかし、反対株主が当該申請に応じた場合、振り替えられた株式についての権利関係は必ずしも明確ではないとの問題もあった。

そこで、株式買取請求の撤回制限をより実効化する観点から、整備法により社債、株式等の振替に関する法律(振替法)を改正し、株式買取請求に係る株式が振替株式(振替法128条1項)である場合について買取口座を創設した。まず、振替株式の発行者は、組織再編をしようとする場合、買取口座の開設の申出をしなければならない。そして、株主が振替株式について株式買取請求をしようとするときは、買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないこととされた(振替法155条3項)。これにより、株式買取請求をした株主は、当該請求に係る株式を市場で自由に売却することができないこととなる。

図表1 買取口座



買取口座に記録された株式については、当該株式の買取の効力が生じるまでは（下記（3）参照）、総株主通知において反対株主が株主として通知されることとされ（振替法151条2項3号）、議決権や剰余金配当受領権は反対株主が有することが明確化されている。その他買取口座に係る実務の詳細については、振替法の規律に加え、ほふりにおける取扱いがどうなるのかも含めて確認することが必要となる。

同様に、撤回制限の実効化を図る趣旨から、改正法は、株券が発行されている株式について、反対株主が株式買取請求をしようとする場合には、株券の提出をしなければならないものとしている。また、株券が発行されていない株式について株式買取請求がされた場合には、当該株式につき株主名簿の名義書換をすることができない（785条9項等により、133条が適用されない）。その結果、会社の承諾を得て請求が撤回されない限り、株式譲渡について会社に対抗することができないこととされている。

なお、種類株式に関する定款変更に対する株主の株式買取請求（116条）や事業譲渡に対する株主の株式買取請求（469条）に関しても、以上説明した制度の対象とされている。

（2）価格決定前の支払制度

組織再編等に関して株式買取請求がされたとき、会社は、当該組織再編等の効力発生日（新設型組織再編であれば設立会社の成立の日）から60日経過した日の後、年6分の利率により算定した利息を支払わなければならない（786条4項等）。この年6分の利率は、現在の経済状況等を踏まえると非常に高く、それが株式買取請求の濫用を招く一要因となり得るのではないかと指摘がされていた。これに関しては、実務上、利息の発生を防ぐために、会社と反対株主との合意ベースで、いわゆる仮払いが行われる事例も見られる（これは、株主の立場からしても、株式買取請求に係る株式の代金の相当部分について早期回収を図ることができるとの側面もある）。

改正法は、株式買取請求があった場合に、会社は、株式の価格の決定がされる前に、反対株主に対し、当該株式会社公正な価格と認める額を支払うことができるものとした（786条5項等）。会社がこの制度による支払又は弁済供託（株主が弁済の受領を拒否したときは、会社は弁済供託をすることができる）をした場合には、当該額に関しては利息が発生しないこととなる。

同様の規律は、新株予約権株式買取請求についても設けられている（788条5項等）。

（3）株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等

改正前会社法は、組織再編等における存続会社等に対する株式買取請求等については、株式買取請求に係る株式の代金の支払時にその買取りの効力が生ずるとしていた（改正前会社法798条5項等）。このような規律の下では、株主が株式買取請求をした後、株式の買取りの効力が生じるまでの間、当該株主は、当該株式に係る剰余金配当受領権や議決権等の株主の権利を有すると解される（その旨を判示した裁判例として、東京地判平成22年2月12日判例集未掲載）。しかし、株式買取請求をした株主は、既に株式の保有を継続しない意思を明確にしておき、経済的にみても、当該株式の価格に対し、効力発生日から60日が経過した後年6分の利息を受領する立場にある。そのように考えると、反対株主が当該株式に係る剰余金配当受領権や議決権等の株主の権利を有するとするのは適当ではないとの指摘があった。

そこで、改正法は、株式買取請求に係る株式等の買取りの効力は、組織再編等の効力発生日に生じるものとした。

（4）簡易組織再編、略式組織再編等における株式買取請求

改正前会社法では、簡易組織再編の場合には、全株主が株式買取請求権を有することとされている（改正前会社法797条2項2号等）。しかし、そもそも株式買取請求の趣旨は、会社組織の基礎に本質的変更をもたらす行為に反対する株主に投下資本を回収する機会を与えるものである。ところが、簡易組織再編は、会社やその株主に及ぼす影響が軽微であることを根拠に株主総会決議による承認を要しないとされており、株式買取請求の趣旨が本当に妥当なのか疑問であるとの指摘があった。そこで、改正法は、簡易組織再編の場合には反対株主は株式買取請求権を有しないこととした。これまで、会社が簡易組織再編を行う機会にその大株主が大量の株式買取請求をするという事例も見られたが、改正法施行後はそのような株式買取請求はできないこととなる。

また、改正法では、略式組織再編等における特別支配会社は株式買取請求権を有しないものとされ、また、買取請求権の前提となる通知の対象からも除外されるものとした（797条2項2号括弧書、同条3項括弧書等）。これは、組織再編等の当事者である特別支配会社に株式買取請求権を認める必要がないことによるものであり、いわば当然の改正といえる。

4 組織再編等の差止請求に関する改正

改正前会社法は、略式組織再編についてののみ、法令又は定款に違反する場合又は対価が当事会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合の事前の差止請求を規定している（改正前会社法784条2項等）。これに対しては、株主総会決議による承認を要する組織再編についても、株主や債権者が組織再編の効力を事前に争う手段を設けるべきとの指摘がされていた。改正前会社法の下でも、解釈論で、たとえば総会決議取消の訴えを本案とした仮処分命令により、組織再編等の差止めが認められるという見解もあったが、当該見解の妥当性については見解が分かれていた。

そこで、改正法は、略式組織再編に加え、株主総

会決議による承認を要する組織再編についても、当該組織再編が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれのあるときは、株主が当該組織再編の差止めを請求することができることとした（784条の2等）。法令違反としては、典型的には開示義務違反が想定されるため、改正法施行後に組織再編を行うに際しては、特に事前情報開示について瑕疵がないよう、従前以上に慎重に対応することが求められる。

また、差止請求に係る規律は、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売渡請求及び株式の併合（単元株式数に併合割合を乗じて得た数に端数が生じるものに限る）についても同様に設けられている（171条の3、179条の7、182条の3）。

図表2 組織再編等に関する差止請求

	株主総会の承認を要する組織再編	略式組織再編	簡易組織再編	全部取得条項付種類株式の取得、株式併合	株式等売渡請求
法令違反	○	○	×	○	○
定款違反	○	○	×	○	—
対価の著しい不公正	×	○	×	×	○

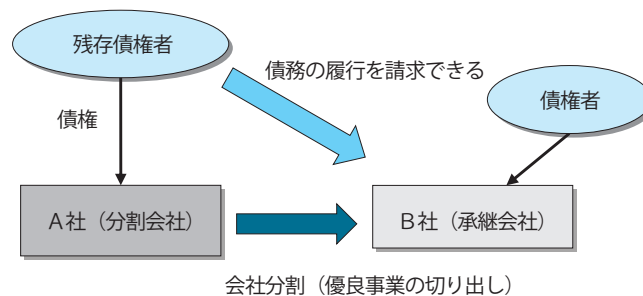
5 会社分割等における債権者の保護に関する改正

(1) 詐害的な会社分割における債権者の保護

改正前会社法の下で、分割会社が、承継会社等に債務の履行請求をすることのできる債権者とできない債権者（残存債権者。債権者異議手続の対象外である）を恣意的に選別した上で、承継会社等に優良事業や資産を承継させて残存債権者を不当に害する、いわゆる詐害的な会社分割の事例が複数見られた。これに関して、残存債権者の保護を図るための規律を会社法に設けるべきとの指摘がされていた。

そこで、改正法は、分割会社が承継されない債権者を害することを知って会社分割をした場合には、当該債権者は、承継会社（又は新設会社）に対して、債務の履行を請求することができることとした（759条4項等）。「債権者を害する」という要件は、民法上の詐害行為取消権の要件と同様に解され、典型的には、分割会社が会社分割により債務超過となる場合であると考えられる。また、残存債権者の請求は、「承継した財産の価額」が限度となるが、これは承継した積極財産の総額であり、積極財産と消極財産（債務）のネットではないことに注意する必要がある。

図表3 会社分割における債権者保護



詐害的な会社分割に対しては、判例上、民法の詐害行為取消権（民法424条）によって財産の回復を図ることができることとされている（最判平成24年10月12日民集66巻10号3311頁）。そして、改正法では、759条4項等の請求権と民法上の詐害行為取消権はどちらも行使することができるものと整理されているため、実務上は、基本的に常に両方の行使を主張していくことになると思われる。

759条4項等の請求権に関して注意すべき点は、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（すなわち、破産管財人等に否認権が認められている倒産手続）があったときは、残存債権者は当該請求権を行使することができないとされている点である（759条7項）。当該請求権に係る訴訟の係属中に分割会社について破産手続等の開始の決定がされた場合も、当該訴訟手続の破産管財人等の受継はないものと整理されている。このような場合には、民法上の詐害行為取消権のほうが有用であると考えられるので、注意する必要がある。

(2) 分割会社に知れていない債権者の保護

改正前会社法の下では、分割会社に知れていない債権者については、分割会社が各別の催告をすることを要しないことから、当該債権者は各別の催告を受けなかったとしても、吸収分割契約又は新設分割計画の内容に従い、分割会社又は吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社のいずれか一方にしか債務の履行を請求することができないこととなっていた（改正前会社法759条2項、3項参照）。これに対しては、債権者の利益を不当に害するとの指摘がされていた。

そこで、改正法では、分割会社に知っているかどうかにかかわらず、会社分割に対して異議を述べることのできる債権者であって、各別の催告を受けなかったもの（分割会社が、官報公告に加え、定款の定めに従い新聞公告又は電子公告をした場合には、不法行為債権者に限る）は、吸収分割契約や新設分割計画の内容にかかわらず、吸収分割会社及び吸収分割承継株式会社の双方に対して債務の履行を請求することができることとした（759条2項、3項）。

6 その他に関する改正事項

(1) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

改正法は、株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等の請求拒絶事由のうち「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」という事由（改正前会社法125条3項3号、252条3項3号参照）について、拒絶事由としての合理性がないとして削除している。

(2) 特別口座の移管

特別口座とは、振替株式を発行する会社が振替株式を交付する際に、その株主又は登録株式質権者の口座を知ることができない場合（典型的には、株主又は登録株式質権者が振替口座を有していない場合）に、当該株主又は登録株式質権者のために振替株式の振替を行うために開設する口座をいう（振替法131条3項等。税制上の特定口座とは全く無関係である）。実際には、平成21年の株券電子化の際に、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。決済合理化法と略されることが多い）附則8条に基づき開設されたものが多い。

そのような特別口座について、上場会社間で組織再編をした場合等、振替株式の発行者が複数の振替機関等に特別口座を維持しなければならないこととなる場合がある。しかし、改正前の振替法の下では、特別口座を一つの振替機関等に集約する手続を定める規定が存在しなかったため、発行者は、複数の特別口座を開設している場合も、これらを維持し続けるを得ない状態にあった。これに対しては、特別口座の維持コスト削減の観点から非効率であるとの指摘がされていた。

そこで、整備法において、振替株式に関する特別口座の移管の手続が設けられた（振替法133条の2）。この改正については、経過措置が設けられていないため、整備法の施行前に開設された特別口座についても整備法による改正後の振替法133条の2に基づき特別口座の移管をすることができる。

(3) その他

その他、改正法では、募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約（205条2項等）、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合の登記（911条3項17号イ）、いわゆる人的分割における準備金の計上（792条、812条）、株式の併合がされる場合等における発行可能株式総数に関する規律（113条3項2号、180条2項4号・3項、814条）及び株式移転無効の訴えの提訴権者（828条2項12号）について、技術的な改正を行っている。

なお、要綱において新設するとされていた、金融商品取引上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求制度については、その後の政府内の検討の結果、改正が見送られた。

7 おわりに

以上、会社法改正の概要を説明したが、事業報告の記載に関連する改正項目等については、法務省令で定めることが予定されている。今後、改正法の施行に伴う法務省令等の改正案が公表される見込みであり、その内容について引き続き注視する必要がある。また、施行後2年経過したときの検討（附則25条）について、社外取締役選任の義務付け以外に検討対象となる項目があるのか、現時点では不明であり、今後の議論の行方が注目される。

以 上

たかぎ ひろあき
高木 弘明

略歴

西村あさひ法律事務所 弁護士・ニューヨーク州
弁護士

2002年弁護士登録・西村あさひ法律事務所入所、
2005年早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常
勤講師、2009年ニューヨーク州弁護士登録、同年
から2013年まで法務省民事局付（会社法改正の立
案等を担当）